

資料編

ひたちなか市第2次都市計画マスタープラン策定要項	94
ひたちなか市パブリック・コメント実施要綱	97
パブリック・コメントで提出された意見とその回答	100
ひたちなか市都市計画審議会条例	102
ひたちなか市都市計画審議会委員名簿	104
ひたちなか市都市計画審議会諮問・答申	105
ひたちなか市都市計画協議会設置要綱	106
ひたちなか市第2次都市計画マスタープラン策定の経緯	109
用語解説索引	111

ひたちなか市第2次都市計画マスタープラン策定要項

(趣旨)

第1 この要項は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に基づき策定した「ひたちなか市都市計画マスタープラン（以下「現計画」という。）」の評価を行うとともに、評価結果等を踏まえて、本市を取り巻く環境の変化に的確に対応した、新たな都市計画の目標及び整備方針となる「ひたちなか市第2次都市計画マスタープラン（以下「2次計画」という。）」を策定するため、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2 2次計画の基本方針は、次のとおりとする。

(1) 実現すべき具体的な将来の都市像

現計画に位置付けられている事業の進捗状況等を踏まえ、時代に適合した市民・事業者等のニーズを的確にまちづくりの目標に位置付け、都市計画に対する理解と参加を容易にし、より一層の市民協働によるまちづくりの推進を図るため、市民や事業者等にもわかりやすい将来の都市像を示すものとする。

(2) 個別の都市計画の決定・変更の指針

2次計画は、個別の都市計画の上位計画となるものであり、将来の都市像は、個別の都市計画が決定、変更されるべき方向性を示すものとする。

(3) 個別のまちづくり計画の相互調整

将来の都市像に基づき、土地利用、都市施設、市街地開発、都市環境等の個別のまちづくり計画について、相互の整合性を図るものとする。

(4) 市民や事業者等による協働のまちづくり

将来の都市像の実現に向け、より一層の市民や事業者等による協働のまちづくりの推進を図るため、まちづくりへの参画手法を明確にし、まちづくりの方向性を示すものとする。

(基準年次等)

第3 2次計画の基準年次は平成22年度とし、目標年次は平成32年度とする。

(構成)

第4 2次計画の構成は、次のとおりとする。

1 全体構想

- (1) まちづくりの理念と目標
- (2) 目指すべき将来都市像
- (3) 実現のための主要課題
- (4) 課題に対応した整備方針

2 地域別構想

- (1) 地域別の現況と主要課題
- (2) 地域別のまちづくりの目標
- (3) 地域別のまちづくりの施策の方向

3 実現化に向けた方針

- (1) 各種関連計画との連携，調整
- (2) 都市計画の決定，変更
- (3) 市民協働によるまちづくりの推進
- (4) 2次計画の見直し

(策定)

第5 2次計画の策定に当たって，都市整備部都市計画課において次に掲げる作業を行う。

(1) 現計画の評価

現計画の評価については，「国際港湾公園都市」の実現に向けた計画策定後から，これまでの取り組みを整理するとともに，目標の達成度に対する評価を行う。更に，評価結果を踏まえて，時代に即した市民・事業者等のニーズに適合する事業の抽出を行う。

(2) 将来人口フレームの設定及び土地需要，経済・財政指数等の将来推計

ひたちなか市第2次総合計画や土地利用指針等の上位計画をはじめ各種資料を基に各項目の将来推計を行う。

(3) 全国の先進事例による施策，手法の2次計画への反映

(4) まちづくりに関する市民意識調査（第2次総合計画策定時実施）の2次計画への反映

(5) 市民にわかりやすく，親しみやすい計画とするための各種図表等の作成

(6) 計画書及びパンフレット等の作成

2 2次計画の策定に当たって，次に掲げるものにおいて，協議，調整を行う。

(1) 都市計画協議会幹事会

都市計画協議会幹事会は，都市計画協議会の下部組織として都市整備部長が主宰し，2次計画策定に必要な部門間の協議，調整等を必要に応じ随時行う。

(2) 都市計画協議会

都市計画協議会は，副市長が主宰し，2次計画の方針，土地利用構想，将来の都市計画，事業計画等に関する重要事項及び2次計画案について協議，調整する。

3 2次計画の策定に当たって，市民等の意向を把握し，反映させるため，次に掲げる方策を示す。

(1) まちづくりに関する市民意向調査の分析・評価

第2次総合計画策定に当たって、平成21年度に企画部が実施するまちづくりに関する市民意向調査について分析・評価し、2次計画に反映させるものとする。

(2) パブリック・コメントによる市民等の意見・提言の聴取

適切な時期に2次計画案についてパブリック・コメントを実施し、市民等の意見・提言を聴取するものとする。

(3) 市議会の意向の把握・反映

市議会で採択された陳情、請願、要望、更に市議会からの指摘事項を把握し、2次計画に反映する。また、適切な時期に2次計画案を市議会に説明し、意見・提言を聴取するものとする。

(4) 都市計画審議会への諮問

2次計画案について、都市計画審議会に諮問し、答申を得るものとする。

(5) 茨城県との調整

国・県等の計画との整合性を確保するため、2次計画案について、県と協議、調整するものとする。

4 2次計画は、庁議において審議し、決定する。

(スケジュール)

第6 平成21年度から現計画の評価等を行い、所定の協議、調整等の一連の手続きを経て、平成22年度内に2次計画の策定を目指すものとする。

付 則

この訓は、制定の日から施行する。

ひたちなか市パブリック・コメント実施要綱

(平成15年7月22日 条例第167号)

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市政への積極的な市民の参画を促進するとともに、市の施策等の形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民とともに歩む協働の市政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「パブリック・コメント手続」とは、市の基本的な施策等の策定に当たり、当該策定しようとする施策等の趣旨、目的、内容等必要な事項を広く公表し、公表したのに対して市民等から提出された意見及び情報（以下「意見等」という。）を考慮して意思決定を行うとともに、意見等の概要及びこれらに対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有するもの
- (6) パブリック・コメント手続に係る利害関係を有するもの

(パブリック・コメント手続の対象)

第3条 パブリック・コメント手続の対象となる施策等（以下「施策等」という。）の策定は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる条例の制定又は改廃
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例
 - ウ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
- (2) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則（規程を含む。）又は指導要綱その他の行政指導の指針の制定又は改廃
- (3) 市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画等の策定又は改定
- (4) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は改定

(適用除外)

第4条 施策等のうち、次に掲げるものについては、この要綱の規定を適用しない。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定により直接請求により議会に付議するもの

(施策等の案の公表等)

第5条 市長は、施策等の策定をしようとするときは、その意思決定を行う前の適切な時期に、施策等の案を公表しなければならない。

- 2 この要綱によるパブリック・コメント手続は、立案段階に応じて複数回実施することを妨げない。
- 3 市長は、施策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。
 - (1) 施策等の趣旨及び目的並びに施策等の案を作成した経緯
 - (2) 施策等の案を立案する際に整理した市の考え方及び論点
 - (3) 市民等が施策等の案を理解するために必要な関連資料
- 4 前3項の規定による公表は、市長が指定する場所での閲覧及び配布、並びにホームページを利用した閲覧等の方法により行うものとする。

(意見等の提出)

第6条 意見等の提出期間は、原則として30日の期間を確保することを基本に市長が定めるものとする。

- 2 市長は、緊急その他やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期間を10日以内に限り短縮することができる。
- 3 前項の意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 市長が指定する場所への書面の持参
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール
- 4 市民等が施策等の案についての意見等を提出するときは、原則として住所、氏名又は名称を明記するものとする。

(意見等の取扱い)

第7条 市長は、提出された意見等を考慮して、施策等の策定の意思決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により施策等の策定の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、ひたちなか市情報公開条例(平成12年条例第1号)第7条各号又は第8条に該当する情報は除く。

- (1) 提出された意見等の概要
- (2) 提出された意見に対する市の考え方
- (3) 施策等の案を修正した場合における当該修正内容

3 第5条第4項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(意思決定過程の特例)

第8条 市長は、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他の附属機関及び市長が設置するこれに準じる機関が、第5条から前条までの規定に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、施策等の策定を行うときは、パブリック・コメント手続を行わないで施策等の策定の意思決定をすることができる。

2 法令により、縦覧等の手続が義務づけられている政策等の策定にあつては、この要綱と同等の効果を有すると認められる範囲内において、この要綱の手続を行ったものとみなし、その他必要な手続のみを行うことで足りるものとする。

(一覧表の作成等)

第9条 市長は、パブリック・コメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、市のホームページに掲載し、常時市民等に情報提供するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に立案の過程にある施策等で市民等の意見を反映させる機会を確保させる手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この要綱の規定は適用しない。

パブリック・コメントで提出された意見とその回答

意見募集期間：平成24年1月10日（火）から2月8日（水）まで

意見提出人数： 1人

意見件数 : 3件

No.	意見の概要	市の考え方
1	都市機能を拠点地区に集約するのであれば、拠点地区への公共交通を充実させてほしい。コミュニティバスを増便すると良いのではないか。	中心市街地をはじめ那珂湊、佐和、ひたちなか地区といった拠点地区は、公共交通の乗換え結節点として、公共交通を充実させるうえで重要な役割を果たしています。平成24年度にコミュニティバスの増便やルート、時刻の再編、乗換えの促進を含めた見直しを予定しており、公共交通利用者の利便性向上を図ってまいります。
2	「まつり」や「イベント」の拡充の促進が盛り込まれているが、イベント時には集客数が高いが、平常時の集客数は低く、商店街の集客能力の強化に市の補助金等が発揮されているとは思えない。郊外型の大型商業施設に対抗するには、商店街の各店舗の魅力を相当上げないと難しいと思われるので、一過性の集客しかできないイベントへの補助金等を拡充しても税金の無駄遣いではないか。	「まつり」や「イベント」の拡充促進は、「ひたちなか市」をアピールして、市内外からの来客数を増加させるとともに、市民の交流を増やしていくことを目的としております。 商店街の活性化については、「イベント」への支援だけでなく、空き店舗チャレンジショップ事業等を実施して、魅力ある商店街づくりに取り組んでおります。引き続き商店街の活性化に努めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
3	幹線道路を整備することは、渋滞を減少させ、二酸化炭素の排出抑制などに効果的だが、二酸化炭素排出の抑制であれば、電車やバスによる公共交通網を充実	電車やバスによる公共交通網の充実については、公共交通対策を平成24年度に全体的に見直しを行い、利用される皆様の更なる利便性の向上を図っていきな

No.	意見の概要	市の考え方
	<p>させることも重要であると考えます。</p> <p>また、道路整備は、交通事故を減少させるといった視点も重要であることから、警察と連携しながら、右折レーンや歩車分離式信号・高齢者用信号の増設、隅切りの推進をお願いしたい。</p>	<p>がら、JR東日本やひたちなか海浜鉄道に対しても増便等といった利便性向上のための要望を引き続き行っていきたいと考えております。</p> <p>右折レーンの設置については、事故防止や交通渋滞解消のため、現在、昭和通り線と旧国道245号線との交差点の改良事業を実施中であり、平成24年度完了予定となっております。右折レーンの設置については、今後とも交通量や交通事故発生状況を鑑みながら、事業の実施に向け検討してまいります。</p> <p>歩車分離式や高齢者用信号の増設については、必要箇所に設置できるよう、引き続き警察に要望してまいります。</p> <p>隅切りの推進であります。新たに作られる道路は設置に努めており、既存の道路については、建物や塀等があり用地取得が困難であることから、危険な交差点については、カーブミラー等を設置して安全確保に努めてまいります。</p>

ひたちなか市都市計画審議会条例

(平成12年 3月31日 条例第20号)

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、ひたちなか市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(構成)

第2条 審議会は、委員18人以内をもって構成するものとする。

2 前項に定める委員(以下「委員」という。)は、次の区分によるものとする。

選出区分	委員数
学識経験のある者	13人以内
市議会の議員	5人以内

3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときをもって、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

- 3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(ひたちなか市附属機関の設置に関する条例の一部改正)
- 2 ひたちなか市附属機関の設置に関する条例（平成6年条例第15号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

ひたちなか市都市計画審議会委員名簿

区分	氏名	役職	備考
市 議 会 議 員	深谷 寿一		H21. 12. 17～H23. 11. 9
	永井 利男		H21. 7. 2～H23. 10. 31
	樋之口 英嗣		H21. 7. 2～H24. 7. 1
	住谷 勝男		H21. 7. 2～H23. 11. 9
	鈴木 勝夫		H21. 12. 17～H24. 7. 1
	鈴木 道生		H23. 11. 10～H24. 7. 1
	雨澤 正		H23. 11. 10～H24. 7. 1
	西野宮 照男		H23. 11. 10～H24. 7. 1
学 識 経 験 者	石川 眞紀	ひたちなか青年経営者研究会副会長	H21. 7. 2～H24. 7. 1
	大内 賢一	茨城県建築士会ひたちなか支部長	H21. 7. 2～H24. 7. 1
	勝村 和男	ひたちなか市自治会連合会副会長	H21. 7. 2～H24. 7. 1
	刈部 操	ひたちなか市市民憲章推進協議会会長	H21. 7. 2～H24. 7. 1
	鈴木 誉志男	ひたちなか商工会議所会頭	H23. 1. 28～H24. 7. 1
	砂押 英明	ひたちなか農業協同組合代表理事理事長	H21. 7. 2～H24. 7. 1
	谷口 かよ子	ひたちなか市社会福祉協議会理事	H21. 7. 2～H24. 7. 1
	原 伸一	元常磐大学講師	H21. 7. 2～H24. 7. 1
渡辺 洋	(株) 茨城ポートオーソリティ執行役員	H22. 5. 19～H24. 7. 1	

ひたちなか市都市計画審議会諮問

ひたちなか市諮問第4号

平成24年3月28日

ひたちなか市都市計画審議会
会長 原 伸 一 殿

ひたちなか市長 本 間 源 基

都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

- 1 ひたちなか市第2次都市計画マスタープラン（案）について

ひたちなか市第2次都市計画マスタープラン（案）について（答申）

平成24年3月28日

ひたちなか市長 本 間 源 基 殿

ひたちなか市都市計画審議会
会長 原 伸 一

ひたちなか市第2次都市計画マスタープラン（案）について（答申）

平成24年3月28日付ひたちなか市諮問第4号をもって諮問のあったひたちなか市第2次都市計画マスタープラン（案）について、特に意見はありません。

ひたちなか市都市計画協議会設置要綱

(平成6年11月1日 訓令第72号)

改正 平成7年3月31日訓令第7号 平成8年8月6日訓令第11号
平成9年3月12日訓令第2号 平成10年3月31日訓令第7号
平成12年7月6日訓令第19号 平成19年3月29日訓令第7号
平成20年3月28日訓令第15号 平成22年3月26日訓令第2号
平成24年3月23日訓令第4号

(設置)

第1条 本市の健全な発展と秩序ある整備を図る都市計画に関し、必要な事項を協議するため、ひたちなか市都市計画協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 都市計画の決定及び変更に関すること。
- (2) 都市計画について本市が提出する意見に関すること。
- (3) 都市計画事業の調整に関すること。
- (4) その他都市計画に関して必要なこと。

(構成員)

第3条 協議会の構成員は、次に掲げる者及びひたちなか・東海広域事務組合の職員のうちから市長が委嘱する者とする。

- (1) 副市長
- (2) 企画部長，企画調整課長
- (3) 総務部長
- (4) 市民生活部長
- (5) 経済部長
- (6) 建設部長
- (7) 都市整備部長，都市整備部副部長，都市計画課長，公園緑地課長，建築指導課長，区画整理事業課長
- (8) 農業委員会事務局長
- (9) その他協議会に付議する事項により，主催する者が必要と認めた者

(会議)

第4条 協議会は、副市長が主宰する。

- 2 副市長に事故あるとき又は欠けたときは、都市整備部長が協議会を主宰する。
- 3 協議会は、必要に応じて随時開催する。
- 4 協議会の進行は、都市整備部長が行う。

(措置)

第5条 協議会の会議の経過は、その都度市長に報告し、必要な指示を受けるものとする。

(幹事会)

第6条 協議会の下部組織として幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第2条に掲げる事項について、関係部課との調整を図り、細部検討を行うものとする。
- 3 幹事会は、必要に応じて都市整備部長が随時開催するものとする。
- 4 幹事会の構成員は、会議の都度、あらかじめ連絡する者をもって充てる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

付 則(平成7年訓令第7号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

付 則(平成8年訓令第11号)

この訓令は、農業委員会事務局設置の日から施行する。

付 則(平成9年訓令第2号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

付 則(平成10年訓令第7号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

付 則(平成12年訓令第19号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(平成19年訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成20年訓令第15号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成22年訓令第2号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成24年訓令第4号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

ひたちなか市第2次都市計画マスタープラン策定の経緯

開催日等	内容
平成21年5月14日（木）	第1回都市計画協議会にて策定要項について協議
平成21年5月29日（金）	策定要項制定（H21.5.29 訓第8号）
平成21年5月29日（金）	関係所管課に前都市計画マスタープラン達成状況及び事業計画調書の提出を依頼
平成22年4月8日（木）	関係所管課に第2次都市計画マスタープラン案の確認を依頼
平成23年4月27日（水）	都市計画協議会各委員に第2次都市計画マスタープラン案に対する意見を照会
平成23年6月24日（金）	第1回都市計画審議会にて審議
平成23年8月19日（金）	第2回都市計画審議会にて審議
平成23年10月14日（金）	第1回都市計画協議会にて協議
平成23年12月20日（火）	定例議会の経済建設委員会にて概要説明
平成23年12月26日（月）	県関係各課への報告会実施
平成24年1月10日（火）	1/10号の市報にパブリック・コメントの実施期間，説明会，公聴会開催案内を掲載
平成24年1月10日（火） ～2月8日（水）	パブリック・コメント実施期間
平成24年1月25日（水） ～2月1日（水）	公聴会公述申出期間
平成24年1月26日（木）	市役所にて説明会実施
平成24年1月27日（金）	那珂湊支所にて説明会実施
平成24年1月28日（土）	市役所，那珂湊支所にて説明会実施
平成24年2月8日（水）	公聴会（公述申出の提出がなかったため，開催していない。）
平成24年2月16日（木）	案の決定 （都市計画協議会各委員に持ち回り決裁し，その決裁日）
平成24年3月10日（土）	3/10号の市報にパブリック・コメントの結果を掲載
平成24年3月28日（水）	第3回都市計画審議会に諮問

平成24年6月7日（木）	市議会全員協議会にて報告
平成24年7月2日（月）	庁議において決定

用語解説索引

い	ページ	こ	ページ
茨城県景観形成条例	30	広域公園	8
茨城県屋外広告物条例	30	交通ターミナル	19
一級河川	31	コミュニティバス	23
う		公共用水域	25
運動公園	8	国営那珂川沿岸農業水利事業	27
雨水幹線	24	高度利用地区	38
雨水浸透貯留施設	26	さ	
え		産業集積促進奨励金	21
MCA無線機	34	産業活性化コーディネーター	26
か		し	
概成	9	市街化区域、市街化調整区域	7
開発行為	8	市街地再開発事業	19
街区公園	8	人工漁礁	27
廻船	27	住区基幹公園	29
合併処理浄化槽	26	準用河川	31
環境美化里親制度	29	市政懇談会	36
き		市政モニター制度	37
近隣公園	8	住居表示	39
記念樹	29	せ	
く		線引き	21
組合施行	23	全国瞬時警報システム (J-ALERT)	34
け		そ	
健康いきいきロード	19	総合公園	8
県中央広域水道用水供給事業	25	た	
県央広域工業用水道事業	26	単独公共下水道	9
建築協定	30	多目的遊水地事業	31
建ぺい率	38		
建築行政共用データベースシステム	41		

ち	ページ	ひ	ページ
地区公園	8	ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例	2
地球温暖化	13	ひたちなか市第2次総合計画	2
地区計画	19	東日本大震災	13
チャレンジショップ	20	ひたちなか市交通バリアフリー基本構想	19
中核国際港湾	21	ひたちなか地区留保地利用計画	20
地域高規格道路	22	ひたちなか市公共サイン整備指針	22
地域制緑地	28	常陸那珂公共下水道	25
地域制緑地保全計画	30	ひたちなか市都市景観ガイドライン	29
地域地区	38	ひたちなか市地域防災計画	34
地籍調査	39	ひたちなか市地区計画等の案の作成手続に関する条例	36
つ		ひたちなか・ま ふれ愛ひろば	37
津波ハザードマップ	33	ふ	
て		風致公園	8
低炭素化の実現に向けた都市づくり	13	風致地区	28
と		普通河川	32
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	2	へ	
都市計画区域	7	壁面後退	33
都市計画道路	7	ほ	
都市計画決定	9	墓園	9
土地区画整理事業	10	防火地域・準防火地域	33
都市計画道路整備プログラム	22	み	
都市計画の提案制度	36	水のマスタープラン	24
都市計画基礎調査	39	緑の基本計画	28
な		緑の保存地区	31
那珂久慈流域下水道事業	25	緑のカーテン	29
の		水辺の楽校（がっこう）	32
農業集落排水	25	民間指定確認検査機関	41
は			
パブリック・コメント制度	36		

よ	ページ
用途地域	7
容積率	38
り	
流域関連公共下水道	9
臨港地区	21
緑地保全地域	28

ひたちなか市第2次都市計画マスタープラン

平成24年10月発行

編集発行

ひたちなか市都市整備部都市計画課

〒312-8501 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号

電話 029-273-0111（代表）

印刷デザイン：株式会社プリントエイジ



ひたちなか市